

# 政策評価制度の在り方の見直しを 踏まえた法務省の対応状況について

第66回法務省政策評価懇談会(令和4年2月28日)

法務省大臣官房秘書課政策立案連絡調整政策評価係

## 説明内容と目的

- 1 総務省政策評価審議会提言（令和3年3月）
- 2 提言を踏まえた法務省の対応

について御説明

政策評価に関する政府の動向、法務省の対応状況を踏まえ、  
これからの法務省の政策評価に期待すること

について委員の皆様から御意見をいただきたい

## 政策評価審議会提言 ー政策評価の現状、問題意識

- 1 評価のための評価になっている
- 2 行政事業レビューやEBPMとの重複感がある
- 3 特定の評価方法にとらわれている
- 4 EBPMの実践方法が確立していない

これまでの「行政の評価」は、  
現行の仕組みそのものを問い直すニーズに応えきれないのではないか

# 政策評価審議会提言 —あるべき姿と改善のアイデア

## 社会環境の変化にあわせて、評価の在り方も変えていく必要

### 1 役に立つ評価

各府省における政策過程の実態を踏まえ、作業の重複を排しつつ、政策改善等に役立つ評価プロセスを実現

### 2 しなやかな評価

政策の特性や改善の目的等に 応じて、前例にとらわれず、最適な評価方法を柔軟に選択

### 3 納得できる評価

EBPMの更なる推進、データの重視、研究者等との連携を進め、評価の質を向上

## 法務省の対応

### 一政策評価審議会提言を踏まえた方向性

「達成した・達成できなかった」ではなく、  
政策のボトルネックを共有し、組織内外の知恵を借りて  
解決策を考えることができる政策評価にする

▶ 政策評価審議会の提言で示された方向性を踏まえ、  
法務省の政策評価の現状を整理

# 法務省の対応

## 一政策評価法上の評価とは

政策評価法では、  
当該行政機関がその任務を達成するために  
社会経済情勢等に応じて実現すべき  
主要な行政目的に係る政策について  
事後評価を行うとされている。

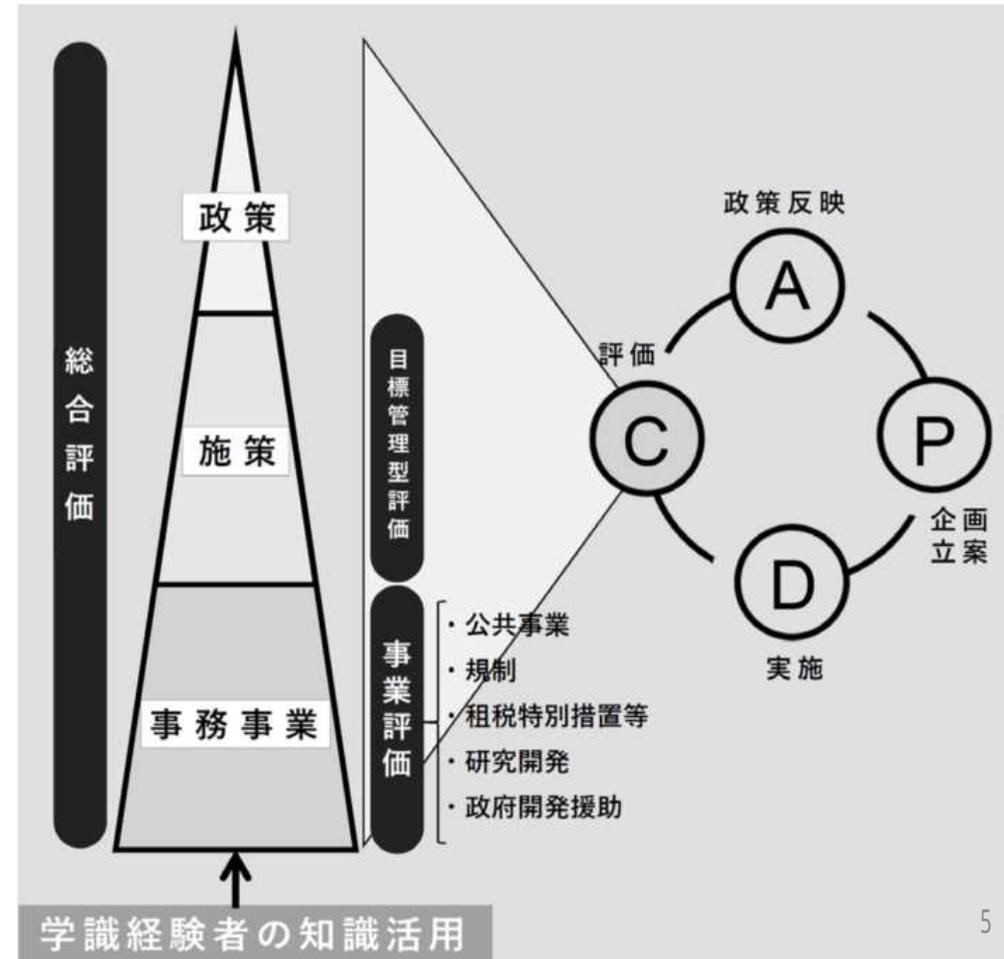
### 総合評価

- ・複数年に一度、多角的な観点からの評価する方法
- ・定性的な目標と参考指標やアウトプットの実績値等を組み合わせて、総合的に評価を行う

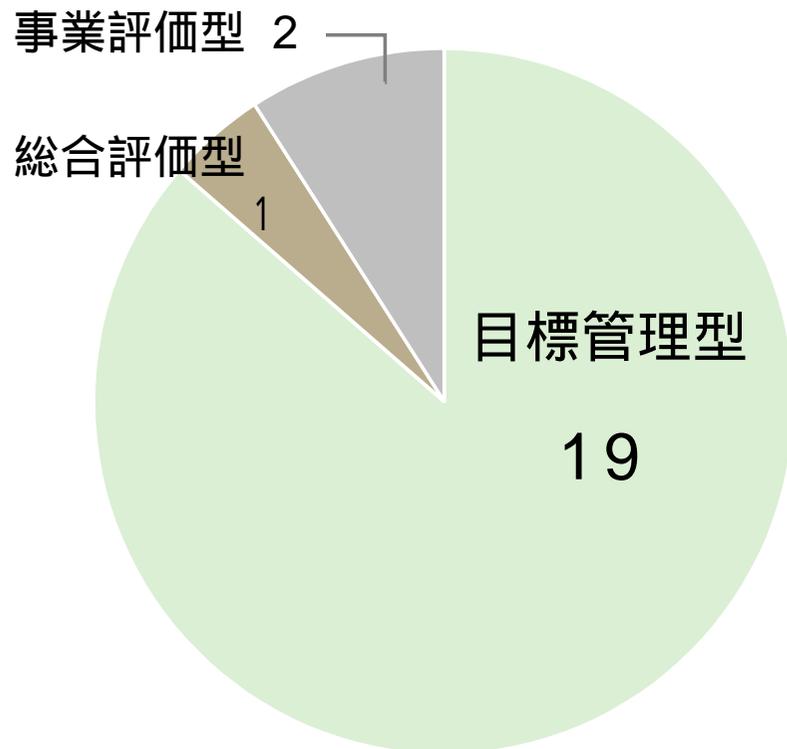
### 目標管理型評価

- ・あらかじめ数値目標を設定し、その達成度合いを評価する方法
- ・事後評価の手法として、主流とされている。

政策評価の仕組み



目標管理型（数値目標を定めて、その達成状況を評価する方法）がほとんど



### 目標管理型の評価を行っている施策

- 1 法曹養成制度の充実
- 2 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
- 3 法教育の推進
- 4 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備
- 5 国と地方公共団体が連携した取組等の実施
- 6 検察権行使を支える事務の適正な運営
- 7 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備
- 8 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
- 9 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施
- 10 保護観察対象者等の改善更生等
- 11 医療観察対象者の社会復帰
- 12 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等
- 13 登記事務の適正円滑な処理
- 14 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理
- 15 債権管理回収業の審査監督
- 16 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防
- 17 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理
- 18 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現
- 19 法務行政における国際協力の推進

現場とともに基本的制度を運用しているのが法務行政の特性。

政策の全体像や現場の実情を意識した、改善につながる議論がしたい。

- ・法務省の施策の定量化の取組は、これ以上は困難だと思えるほど進んだ一方で、無理に定量的にしているものもあり、評価の対象が狭くなってしまっている。
- ・施策が順調か順調でないかという細かな話が多く、全体像や課題が見えにくくなっている。
- ・「順調・順調でない」という評価にこだわらず、課題を把握した上で改善策を一緒に考えたい。
- ・法務省は多くの現場を抱えているが、評価書からは現場が困っていることは伝わってこない。現場で困っていることは、制度運用上の課題でもあり、改善のヒントがあると思う。
- ・他省庁と違い、たくさんの現場を持っているのが、法務行政の特徴。有識者も法務行政のすべてを知っているわけではないので、現場の実情も伺いながら、法務行政の専門家である皆さんと、対等な立場で意見交換がしたい。
- ・基本的制度の運用が中心となる法務行政では、施策のアウトカムを特定しづらいという制約がある。数字で捉えにくいテーマについては、数年分の活動実績と、専門家の課題分析・助言内容を見ることで、アウトカムを設定しにくいという法務行政の実情に合った評価が可能になるのではないかと。

政策の特徴を踏まえ、総合評価方式の活用を検討 ▶ 実施計画に反映

1 政策の特性と評価方法を整理

- ・以下の基準を参考に、政策の特性（目標による進捗管理がなじむ政策か）を確認
- ・総合評価方式の活用も検討
- ・政策見直し時期に評価を実施するよう調整

- ア 基本的な制度の企画立案や運用管理を行うもの
- イ 法令等で定められた制度を、事故や混乱なく着実に執行・運用していくことが求められるもの
- ウ 状況に応じ、臨機に対応することが求められるもの
- エ 自身でコントロールできない外的要因の影響を大きく受けるもの

2 政策パッケージの作成

- ・目指す姿や主な施策をパッケージ化
- ・政策の全体像と動向を把握する方法を整理

政策の全体像を示す

3 施策の関係性の整理

ロジックモデルを活用して、政策の枠組み（施策と目的の関係）を整理

政策立案の悩みをEBPMで解消 ▶

立案と評価を一体的に実施

1 政策立案時の資料の見直し

政策立案の過程で作成する資料に求められる「分かりやすさ」の要件を検討。誰でも作れて、共有可能な「政策の設計図」が作られるようにする。

2 政策立案の悩みの解消

エビデンスがない、効果検証の方法が分からないなどの政策立案のボトルネックを省内外の知見により解消し、政策実現を応援する取組について検討。

3 資料の使い方の見直し

立案・要求・評価の各段階で説明のために作られている資料を整理。政策設計図は、立案だけでなく、評価場面でも使用するよう用途を見直し。

政策評価審議会提言で示された3つの改善のアイデア

「役立つ評価・しなやかな評価・納得できる評価」を踏まえつつ、  
政策評価懇談会委員の皆様のご助言もいただきながら  
法務省における政策評価とEBPMを一体的に見直していく

「達成した・達成できなかった」ではなく、  
政策のボトルネックを共有し、組織内外の知恵を借りて  
解決策を考えることができる政策評価にする